

2009年11月23日
在デトロイト総領事館

遺産相続詐欺に関する注意喚起

最近、米国西海岸在住の複数の邦人宛に遺産相続詐欺の可能性の高い郵便が届きました。現在は西海岸地区のみから報告されていますが、皆様にも同種詐欺郵便が届くことがありますからお気をつけください。

1. 今回送られた手紙の概要

- (1) 発信者：英国住所人物からの国際郵便
- (2) 宛先：在留邦人の個人名、個人住居を記載
- (3) 内容：個人資産管理人を名乗る人物から、「英国在住の Yukio R. Fujiwara という日本国籍者が最近旅行先のミャンマーで家族と共に亡くなったが身寄りがおらず、在英国日本国大使館にも照会したが遺産相続人は特定できなかった。この手紙の受取人にも財産受取の可能性もあるかもしれないので連絡がほしい。」というもの。

2. 外務省における確認

在英国日本国大使館には上記のような照会事実はない、在ミャンマー日本国大使館では Yukio R. Fujiwara 及び家族の死亡記録は確認できない。よって、詐欺の可能性が高い。

3. 受信した場合の対処

この種郵便詐欺は、無差別大量に出されるため、郵便を受け取っただけでは特に被害は発生しません。

しかし、手紙の内容に従って相手先に連絡を取ると詐欺被害に遭うことになります。

疑わしい郵便の場合には連絡を取らないで、米国郵便局調査部 (U.S. Postal Inspection Service) に対し、詐欺の疑いのある手紙を受け取った旨報告し、善処を求めるとをお勧めします。

米国郵便局調査部への通報方法

電話：1-877-876-2455

郵送先：CRIMINAL INVESTIGATIONS SERVICE CENTER

ATTN：MAIL FRAUD

222 S. Riverside Plaza Suite 1250

Chicago, IL 60606-6100

最寄りのオフィス検索：米国郵便局調査部のホームページ

<https://postalinspectors.uspis.gov/> から CONTACT US から Nearest Office を選んで Zip コードから検索可能